

鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、住宅等への雨水貯留タンク設置をきっかけとした防災意識の向上及び流域治水の取組を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1） 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と当該年度の3月15日のいずれか早い日

（2） 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（間接的な財産の処分に係る補助金の返還）

第13条 補助事業者が前条第1項の規定に基づき、財産の処分の承認をしようとする場合において、知事が補助事業者に対し、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより間接補助事業者が得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業	鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業
2 事業実施主体（間接補助事業者）	県内の住宅等（公共施設を除く）に雨水貯留タンクを設置する個人等。 ただし補助金の対象は同一の住宅等に対し一回に限る。
3 間接補助対象経費	雨水貯留タンクの設置に係る経費（雨水貯留タンク及びその配管等部材の材料費、設置作業に係る人件費等）。 ただし雨水貯留タンクの容量は120リットル以上のものに限る。
4 間接補助率	2／3
5 間接交付主体（補助事業者）	市町村
6 補助率（上限額）	1／3（20千円）
7 間接補助事業の重要な変更	(1)本補助金の増額を伴うもの (2)事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

令和〇〇年度鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業実施主体
- 3 事業計画（事業実績）

（単位：円）

事業内容	補助対象経費 （算定基準額）	負担区分		
		県補助金	市町村費	個人等
県内の住宅等における雨水貯留タンクの設置				

- 4 他の補助金の活用の有無（有・無）
※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
 - 5 消費税の取り扱い
（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が 5 %を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）
 - 6 事業完了予定（完了）年月日
完了予定（完了）：令和 年 月 日
 - 7 添付資料
 - （1）市町村の補助金の交付に関する規定又は要綱
 - （2）個人等の雨水貯留タンクの交付決定毎の算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、相手方の名称及び所在地を記した書面、間接補助対象経費であることがわかる資料（写真等を含む）
※実績報告時に限る。
- （注）事業計画書には（1）を添付し、事業報告書には（2）を添付すること。

令和〇〇年度鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B－A)	備考
県補助金				
市町村費				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B－A)	備考
市町村補助金				
合計				

〇〇市町村長 様

鳥 取 県 知 事
（ 公印省略 ）

〇〇年度鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、県内の住宅等における雨水貯留タンクの設置とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業補助金交付要綱（令和〇年〇月〇日付第〇〇号県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

申請者 氏 名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇年度鳥取県雨水貯留タンク設置支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった雨水貯留タンク設置支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円

4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）

金 , 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第 4 号 別紙（第 1 0 条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6 の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税 売上対 応分	共通対 応分		
経 費 の 内 訳	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇％

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法